

# 地域公共交通活性化・再生総合事業について

## 【地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領】

### 趣旨・目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の趣旨・目的を確実に確保することを目的として、地域公共交通総合連携計画の策定の促進、同計画に基づく事業の具体化の確実な実現等のため、地域公共交通活性化・再生総合事業により、地域におけるバス、乗合タクシー、鉄道、旅客船等の各事業、公共交通利用促進活動等多様な取組みをパッケージで総合的に支援することにより、地域の合意に基づく、創意工夫のある主体的な地域公共交通活性化・再生の取組みを促進するものである。

#### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

##### （目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会情勢の変化に対応し、**地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減**を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画等の策定

地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の円滑かつ確実な実施を確保するため、連携計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初（最大3年間）において、特に同法第6条に基づく協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用しつつ、取り組むこととする事業について、計画的かつ効率的・効果的な実施を推進するため、**地域公共交通活性化・再生総合事業計画**を策定することとする。なお、地域公共交通活性化・再生総合事業計画には、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して地域がめざすこととする目標を、地域の合意として具体的に定めるとともに、同計画について、適切な効果の評価を行う等により、地域の多様な関係者による真の協働を推進するとともに、効率的・効果的な取組みを推進することとする。

#### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

##### （協議会）

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
  - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
  - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二項に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 補助事業の採択等

- (1) 地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方運輸局長（以下「地方運輸局長等」という。）の認定を受けた地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業について予算の範囲内で補助するものとする。
- (2) 地域の公共交通の活性化・再生の総合的な推進のためには、地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方バス路線や離島航路、地方鉄道に対する支援方策と連携して活用されることが適切である。
- (3) 地方公共団体、道路管理者、港湾管理者が自ら整備する乗継施設、停留所・待合所整備、駐車場・駐輪場整備等については、補助対象としないものとする。

### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画のフォローアップ等

地域公共交通活性化・再生総合事業計画については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、当該評価等の結果については地方運輸局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するものとする。地方運輸局等においては、当該評価等の結果を踏まえ、必要に応じて、法定協議会に対し、事業計画の見直しを求められることができるものとする。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業計画を総括するとともに、当該評価等の結果について地方運輸局等に報告するものとする。

事業計画を見直した場合、法定協議会は、見直した計画を速やかに地方運輸局等に提出し、地方運輸局等に提出し、地方運輸局長等の認定を受けることとする。

## 【地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱】

### 目的

(目的)

第2条 この補助金については、地方公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条に規定する計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を策定するために必要な調査及び地域公共交通総合連携計画に位置づけられた鉄道・バス・旅客船等の多様な事業の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

(地域公共交通総合連携計画)

#### 第五条

- 2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
  - 二 地域公共交通総合連携計画の区域
  - 三 地域公共交通総合連携計画の目標
  - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
  - 五 計画期間
  - 六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

### 補助対象事業者

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、法第6条に規定する協議会（以下「法定協議会」という。）とする。

### 補助対象等

(交付の対象等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業者が取り組む地域公共交通総合連携計画を策定するために必要な調査、及び地域公共交通総合連携計画に位置づけられた鉄道・バス・旅客船等の事業（以下「補助対象事業」という。）の具体化のために必要となる事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象事業として地域公共交通総合連携計画を策定するために必要な調査を行う場合は、調査事業の実施に関する事項を記載した計画(以下「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」という。)であって、地方運輸局長(以下「地方運輸局長等」という。)の認定を受けたものに基づき行われるものとする。
- 3 補助対象事業として地域公共交通総合連携計画に位置づけられた、鉄道・バス・旅客船等の事業の具体化のために必要となる事業の実施をする場合は、事業実施の決定、進捗管理等を法定協議会が行う事業について、その実施に関する事項を記載した計画(以下「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」という。)(最大3年間)であって、地方運輸局長等の認定を受けたものに基づき行われるものとする。
- 4 第1項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

## 別表

区分	種目	補助対象経費	補助率
地域公共交通総合連携計画策定調査	地域公共交通総合連携計画策定調査	・地域公共交通総合連携計画策定に関する調査等に要する経費、協議会開催等の事務費 (現況交通実態調査、ニーズ把握調査等計画策定に要する調査費、計画策定に要する事務費等)	定額(上限額 2000万円)
地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	鉄道の活性化・再生に係る事業	・鉄道の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1/2
		・鉄道の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (イベント列車用車両購入費、内装費、情報提供設備等車両設備整備費等)	1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1/3)
	バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業	・バス・乗合タクシー等の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1/2
		・バス等の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (車両購入費、内装費、車載機整備費、情報提供設備等車両設備整備費、バスロケーションシステム整備費等) ・デマンドシステム導入に要する経費 (システム開発費・設備整備費、調査費等) ・スクールバス・福祉バス等の活用に要する経費	1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1/3)
旅客船の活性化・再生に	・旅客船の実証運航に要する経費 (実証設備費、運航費、広報費、調査費等)	1/2	

	<p>係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客船の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等)</li> <li>・船舶・船舶関連施設整備等船舶設備整備費等) (内装費、情報提供設備等船舶設備整備費等)</li> <li>・航路統合、海上タクシーの導入、既存船舶の共用化、その他運営形態の変更に要する経費</li> </ul>	<p>1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあつては 1/3)</p>
	<p>新地域旅客運送事業の導入円滑化に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新地域旅客運送事業の導入円滑化に要する経費 (施設整備費、実証運行(運航)費、車両、船舶購入費、広報費、調査費等)</li> </ul>	<p>1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあつては 1/3)</p>
	<p>公共交通利用促進に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通サービスに関する情報提供に要する経費(交通マップ作成費用、公共交通・乗継情報等の提供のためのシステム開発・運営費・案内板等の施設整備費、HP作成費・運営費、広報費、調査費等)</li> <li>・ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等)</li> <li>・パークアンドライド、サイクルアンドライド促進に要する経費 (パークアンドライド・サイクルアンドライド駐車場・駐輪場の整備費・賃借料、システム開発費、レンタサイクル等パークアンドライド・サイクルアンドライドの運営費、広報費、調査費等)</li> <li>・公共交通の利用円滑化のためのボランティアセンターの設置・運営に要する経費 (ボランティアセンター運営費、広報費、調査費等)</li> <li>・乗継割引運賃設定、企画切符発行、企画サービス実施等サービス向上に資する事業に要する経費 (割引運賃・企画切符等のシステム開発・運営費(割引額の補填は対象外)、企画サービス運営費、車両ラッピング等外装費、広報費、調査費等)</li> <li>・モビリティマネジメント、エコ通勤、ノーマイカーデー等公共交通利用促進に資する事業に要する経費 (調査費、運営費、広報費、車両リース費用、セミナー・シンポジウム・研修・イベント等啓発活動開催費用等)</li> </ul>	<p>1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあつては 1/3)</p>
	<p>地域特定事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通総合連携計画の具体化の効果的実施のために必要と認められる地域の創意工夫による事業の実施に要する経費 (調査費、社会実験費、環境整備費等)</li> </ul>	<p>1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあつては 1/3)</p>

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 10 月 1 日施行）

